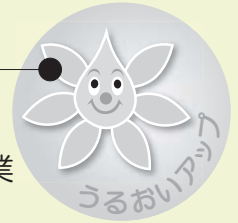




分野別の施策



基本構想を踏まえたまちづくりを進めていくための施策・事業を分野別に体系化し、以下に示します。

なお、今後、実施するすべての事業について、原則的にいずれかの施策に位置づけていますが、本計画への掲載については、それぞれの施策展開において主要となるものに限っています。また、計画の進行管理に適した計画のため、事業の再掲載をしていませんが、施策・事業の推進にあっては、それぞれの目的と分野横断を重視して、総合行政で取り組みます。

「人」が輝くまちへ

人権



男女共同
参画



教育・
青少年



生涯学習・
スポーツ



市民文化



人権

基本方針

現況

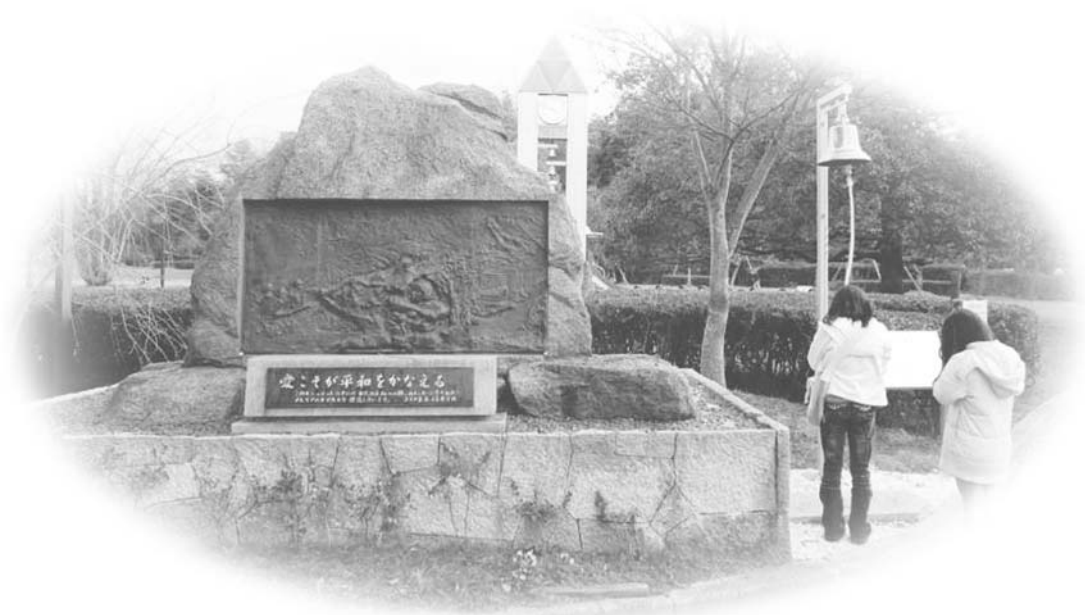
人権や平和を脅かす状況は依然としてあり、同和問題をはじめとする人権問題はさらに多様化・複雑化しています。

課題

人権尊重と恒久平和を願う“人権文化”を根付かせ、一人ひとりの人権が尊重されるまちとしていく必要があります。

人権の尊重

人権文化のさらなる醸成に努め、人権教育等を推進するとともに、人権擁護の対策および相談体制の充実を図ります。



■この分野の計画

- ・人権擁護に関する基本方針（平成10年3月策定・平成22年4月改訂/人権政策課）
- ・草津市人権教育基本方針（平成23年5月改訂/人権センター）
- ・草津市同和教育基本方針（平成23年5月改訂/人権センター）
- ・草津市教育振興基本計画（平成22年度～平成31年度/教育総務課）

施策

概要

①人権文化の醸成

すべての人の基本的人権の尊重と恒久平和を誓うまちづくりを推進するため、各種の啓発事業や市民活動への支援、多様な人権教育の機会づくりなどを進めます。

②人権の擁護

市民に対し人権尊重思想の普及、高揚を図るための対策を講じるとともに、人権相談など人権擁護活動の充実を図ります。



私たちの達成目標と行動の指針

人権の尊重



人権と人の多様性を
尊重する人が増える！

達成目標

人権が尊重されるまちである
と思う市民の割合 (%)

指標	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
		21.2	23.0	25.0	27.0
	担当課		人権センター		

行政

(施策展開において)

- 偏見や固定観念を取り除き、差別解消など人権・同和問題の早期解決を図ります。
- すべての市民が利用しやすいよう、人権関連の施設や人権相談などのPR等を行います。
- 人権や平和の大切さを学んでもらえる機会をつくります。

(協働の視点)

- 市民による学習会を支援します。
- 相談ができるような場と人的ネットワークをつくります。

市民・地域

- 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取り組み等に積極的に参加します。
- 組織内における人権・同和教育を推進します。
- 身近な地域で相談ができるような場と人的ネットワークをつくります。

事業者等

(企業・大学・学校等)

- 各種の人権啓発事業や人権への関心を高める取り組み等に積極的に参加します。
- 組織内における人権・同和教育を推進します。
- 組織内に、気軽に相談ができるような場をつくるとともに、必要時に各専門機関等へ確実につないでいきます。

行動の指針



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
人権の尊重	①人権文化の醸成	人権擁護平和啓発推進事業	人権政策課
		人権と平和を守る都市宣言啓発事業	人権センター
		市民のつどい開催事業	人権センター
		人権センター自主事業	人権センター
		女性集会開催事業	人権センター
		青年集会開催事業	人権センター
		地域交流促進事業	西一会館 橋岡会館 新田会館 常盤東総合センター
	②人権の擁護	人権・同和教育研究大会開催事業	学校教育課
		企業内同和教育推進事業	産業労政課
		人権擁護推進事業	人権政策課
		人権擁護推進協議会活動事業	人権センター
		人権センター運営事業	人権センター

人権

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
人権の尊重	71	人権を大切にする市政運営

- ・各分野の基本方針の指標における平成24年度値は、すべて平成25年1月現在調べの値としています。
- ・既往統計がないこと等によって概数としている場合、また、進行管理において平成24年度実績の確定値に置き換える場合があります。
- ・担当課は、平成25年3月時点の課名としています。

男女共同参画

現況

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、それぞれの個性と能力が十分に発揮できる社会づくりにおいて、その遅れを国際社会から指摘されています。

課題

男女がともに社会の対等な構成員として、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の社会づくりをさらに進めていく必要があります。

基本方針

男女共同参画社会の構築

市民への男女共同参画についての知識普及と意識啓発を図るとともに、地域社会の様々なルール・仕組みの見直しを進めます。

■この分野の計画

- ・第3次草津市男女共同参画推進計画（平成22年度～平成32年度/人権センター）



施策

概要

①男女共同参画推進計画の推進

草津市男女共同参画推進条例の理念を反映した草津市男女共同参画推進計画に基づき、全庁的・横断的に男女共同参画社会づくりの着実な推進を図ります。

男女共同参画

■第3次草津市男女共同参画推進計画の概要

目標 男女がともに喜びと責任を分かち合える

<p>①男女共同参画の意識づくり</p>	<p>▼学校、職場、地域など、あらゆる場と機会を通じて男女共同参画の知識普及と意識啓発を進めます。</p> <p>重点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する啓発の積極的な推進 ・男女平等やジェンダーなど、教育・保育における男女共同参画の推進 ・講演会や学習の機会を通じた、社会教育における男女共同参画の推進
<p>②男女がともに自立して生きるための条件づくり</p>	<p>▼家庭・地域生活と仕事のバランスのとれた、その人らしい自立した生活を選択できる社会条件整備への寄与に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメント※やドメスティック・バイオレンス※の対策を図ります。</p> <p>重点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な働き方を可能にするための情報提供の充実 ・男女平等な職業能力の開発と就業の支援の充実（講座等） ・家庭における固定的な性別役割分担意識の是正 ・保育サービスや放課後児童対策の充実などの子育て支援 ・DVの防止に向けた啓発の推進 ・DV被害者への相談等の支援体制の整備
<p>③男女がともに生涯にわたって豊かに暮らすための健康づくり</p>	<p>▼男女が思いやりを持って、お互いの身体的特徴を十分に理解するとともに、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。</p> <p>重点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性の尊重についての意識の浸透
<p>④男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる環境づくり</p>	<p>▼女性のエンパワーメント※、ポジティブ・アクション※の視点も持ちつつ、方針の立案や決定の場への女性参画、慣行の見直し等を進めます。</p> <p>重点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動における男女共同参画の促進支援の推進 ・防災活動やまちづくりなどの、新たな分野における男女共同参画の推進

※セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）：性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、またはその相手に不利益を与える行為をいいます。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）：夫婦、恋人などの親密な関係にある人またはあった人からの身体的、心理的、性的または経済的な苦痛を与える暴力的な行為その他心身に有害な影響を及ぼす発言または行動をいいます。

※エンパワーメント：本来の力を引き出すことをいい、女性のエンパワーメントとは、女性が政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野において、自分で意思決定し、行動できる能力をつけ、力を持てるように図っていくことをいいます。

※ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：さまざまな分野において、活動に参画する機会に関して男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいいます。

私たちの達成目標と行動の指針

男女共同参画社会 の構築



男女がともに喜びと
責任を分かち合える！

達成目標

男女共同参画が進んでいると 思う市民の割合 (%)

指標	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
		14.6	16.0	18.0	20.0
	担当課		人権センター		

行動の指針

行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画について気軽に話ができ、相談ができる場と機会を充実させます。 ○男女不平等などに関する悩みを持つ人が気軽に相談に行ける機関のPRを行います。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域活動において、男女がともに参画し、方針決定できるよう啓発活動、講座等を実施します。
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画について学び、気軽に話ができる機会をつくり、参画します。
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○育児・介護休業を取りやすい風土と仕組みをつくりまます。 ○誰もがワーク・ライフ・バランス※についての自己選択・決定ができるよう、柔軟な就業条件づくりを進めます。

※ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
男女共同参画社会の構築	①男女共同参画推進計画の推進	男女共同参画学習事業	人権センター
		男女共同参画啓発事業	人権センター

男女共同参画の分野の施策・事業は、主に、まちづくりに係る広範分野の施策・事業を男女共同参画の視点から推進するものであることから、「男女共同参画推進計画の推進」をこの基本計画の施策としています。その達成の評価にあつては、「第3次草津市男女共同参画推進計画」の評価を踏まえて行います。

男女共同参画

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
男女共同参画社会の構築	70	男女共同参画型社会の推進



教育・青少年

基本方針

現況

教育振興基本計画に基づき、児童生徒を着実に育てる教育行政を展開しています。

課題

充実した教育環境のもとで、児童生徒一人ひとりの学力向上を図るとともに、豊かな心と健やかな体を育成していくことが求められています。

現況

学校施設の耐震補強は完了しましたが、施設の大半が昭和40・50年代に建築されたものであり、経年劣化が著しい校舎等が多数あります。

課題

財政負担の年度平準化を図りながら、施設の大規模改修等を進める必要があります。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、天井材や家具等の非構造部材※についての耐震対策が必要です。

現況

いじめや不登校等生徒指導上の課題、安全・安心な学校づくりに関する課題等、さまざまな課題が山積しています。

課題

特別支援教育に関するニーズが増加するとともに、多様化してきているなか、それらのニーズに応えるための学校体制の充実や教員の資質の向上が求められています。

現況

青少年の問題行動が多様化、低年齢化しており、学校・地域・家庭の教育力の低下などが指摘されています。

課題

地域の青少年を地域で守る意識を地域ぐるみで共有しながら、専門機関等とも連携した取り組みの展開を図っていくことが重要となっています。

学校教育の充実

“生きる力を育む 力が発揮できる”
学校づくりをめざして、学力向上をはじめとする各種事業を効果的に展開します。

学校施設の整備

学校施設の新設・改修等を計画的に進めるとともに、新しい技術を積極的に活用するなど、高機能な学習環境を整えます。

児童・生徒の支援体制の充実

小中学校間の共通理解や関係機関等との連携を進めるとともに、子ども一人ひとりへのきめ細かな指導と子どもが認められ尊重される学校づくりに努めます。

青少年の健全育成

青少年が地域社会の一員として健全に育つことを支えるため、地域ぐるみによる取り組みを多岐にわたって展開します。

■この分野の計画

- ・草津市教育振興基本計画（平成22年度～平成31年度/教育総務課）
- ・草津市スポーツ振興計画（平成23年度～平成32年度/スポーツ保健課）



施 策

概 要

①教育内容の充実

児童生徒の学力の実態や学習状況、学校を取り巻く環境等をふまえ、質の高い授業づくり、創造的で特色ある教育活動づくり、思考力の育成を図る取り組み、学習習慣の定着を図る取り組み等により、児童生徒の確かな学力の向上をめざします。

②教職員の資質向上

教育委員会による指導・支援およびスキルアップアドバイザーの派遣※や教育研究所の講座、研究奨励等のほか、各学校における校内研修等を充実し、教職員相互の学び合いにより指導力の向上を図ります。

①学校施設・設備の充実

老朽化が進む小中学校の施設・設備の計画的な改修・更新を図るとともに、非構造部材の耐震対策を含めた点検・修繕等の維持管理に努めます。また、必要に応じて施設の新・増築等を進めます。

①生徒指導・教育相談体制の整備

中学校区の小中学校間における生徒指導の連携をいっそう進めるとともに、子ども一人ひとりの思いや願いに寄り添った教育相談を行います。

②安全で安心な教育環境の確保

学校生活における児童・生徒の様々な活動が、安全で安心な環境のもとで展開されるよう、地域住民の御協力のもと、健やかな学校生活づくりを支援します。

③特別支援教育の充実

教育委員会と学校が連携し、特別な支援を要する児童・生徒のよりよい教育をめざすとともに、各学校の特別支援教育の推進体制の充実やすこやかサポート支援員の配置※および有効活用を進めます。

①青少年教育の充実と社会参加の促進

多様化する青少年の問題に対応する青少年への教育や啓発の充実を図るとともに、少年センター等との連携により、問題解決のための取り組みを地域ぐるみで展開します。

②青少年の健全育成に向けた活動への支援

青少年の健全育成を図るため、地域主体による少年団体活動や青少年育成活動、青年国際交流等の支援・促進を図ります。

※非構造部材：柱・梁・壁・床などといった建物の主たる構造以外のことをいいます。ここでは、地震時の安全確保の観点で、内装や外装、窓や家具等も含めた幅広いものを指しています。

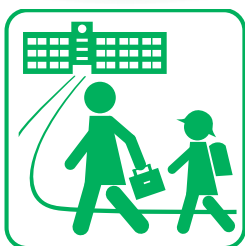
※スキルアップアドバイザーの派遣：本市では、教員の授業技術等の向上をめざして各学校に指導員を派遣しています。指導員には校長OB等があたっています。

※すこやかサポート支援員の配置：本市では、特別な指導を要する児童・生徒や小学校1年生児童等の学校生活をサポートするための支援員を各小中学校に配置しています。

私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

学校教育の充実



学校での教育が子どもを
生き生きさせている！

学校施設の整備



子どもの学習環境が
充実している！

児童・生徒の 支援体制の充実



子どもが安全に、安心して
学習に取り組んでいる！

指標	「授業がわかる」と感じている 児童生徒の割合 (%)					小中学校の大規模改修計画 (H24~H28) の進捗率 (進捗面積/計画面積；%)					「学校が楽しい」と感じている 児童生徒の割合 (%)				
	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
	86.1	88.0	88.0	89.0	90.0	0	29.0	61.0	85.0	100.0	86.7	91.0	91.0	92.0	92.0
	担当課		学校教育課			担当課		教育総務課			担当課		学校教育課		
行動の指針	（施策展開において） ○教員が子ども一人ひとりと向き合う環境づくりを推進します。 ○子どもの学ぶ意欲を高め、質の高い授業の構築を推進します。					（施策展開において） ○学習環境の充実を図るため、各学校施設・設備の計画的な改修・更新を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。					（施策展開において） ○子どもが安心して学校生活が送れるように人的支援、環境整備の充実を図ります。 ○課題の解決を図るため、学校間、関係機関との連携を図ります。				
	○食事、睡眠、家庭学習等の基本的な生活習慣の確立に努めます。 ○学校公開や学校行事に積極的に参加し、学校の諸活動に協力します。					○学校施設を大切にし、学校教育の場として、また、地域の資源として、有効に活用します。					○家庭、地域が連携を図り、地域で子どもを見守り、育てる取り組みを展開します。 ○子どもの社会性の育成を図るため、規範意識の醸成や豊かな心の育成に努めます。				
	（大学・企業等） ○学校と連携を図り、特別授業などにおいて自らの専門性を教育の場に生かします。										（大学・企業等） ○学校と連携を図り、子どもの支援、居場所づくりを支援します。				

青少年の健全育成



青少年が地域の中で
健やかに成長している！

青少年からの相談件数（件）

H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
414	700	700	700	700
担当課		生涯学習課		

（施策展開において）

- 青少年に有害な環境を浄化し、相談・育成支援・啓発等の活動により、その健全育成を図ります。
- 地域で青少年を見守り育てる意識を高めるため、あいさつ運動を展開します。
- 日頃から地域コミュニティの活性化に努め、青少年を含め、地域住民が地域の行事に参加しやすいよう図ります。
- 家庭・学校・地域・企業や関係機関等の連携を、いっそう強めて青少年の健全育成を図ります。



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
学校教育の充実	①教育内容の充実	小学校少人数学級編制事業 子ども読書活動推進事業	学校教育課 学校教育課 図書館
	②教職員の資質向上	スキルアップアドバイザー配置事業 教職員研修事業 講座開設事業（教育研究所）	学校教育課 学校教育課 学校教育課
学校施設の整備	①学校施設・設備の充実	小学校校舎等整備事業（老上小学校の分離・新設） 小学校大規模改造事業 中学校大規模改造事業	教育施設整備室 教育総務課 教育総務課
児童・生徒の支援体制の充実	①生徒指導・教育相談体制の整備	学校問題サポートチーム運営事業 中学校生徒指導主事活動推進事業 学校教育支援教員配置事業	学校教育課 学校教育課 学校教育課
	②安全で安心な教育環境の確保	通学路対策事業 給食センター管理運営事業	スポーツ保健課 スポーツ保健課
	③特別支援教育の充実	特別支援教育推進事業 学校すこやかサポート支援員配置事業 やまびこ教育相談室運営事業	学校教育課 学校教育課 学校教育課
青少年の健全育成	①青少年教育の充実と社会参加の促進	少年センター管理運営事業	生涯学習課
	②青少年の健全育成に向けた活動への支援	青少年育成活動事業	生涯学習課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
学校教育の充実	1	全小学校で少人数学級の実施
	7	小中学校図書館と市立図書館との連携強化
学校施設の整備	3	老上小学校の分離・新設
児童・生徒の支援体制の充実	2	特別支援教育の充実
	4	中学校スクールランチの実施
	5	通学路の路側帯カラー舗装整備
	44	学校給食に地産地消の推進

教育・青少年



生涯学習・ スポーツ

現況

学びを通しての“生きがい発見”の機会づくりはますます重要となっていますが、市民の生涯学習の活動や成果を発表するための場が不足しています。

課題

地域協働合校の開始以降、大人と子どもとの協働による地域学習社会づくりを進めてきましたが、子どもがより主体的に取り組むことのできる段階への移行を図っていく必要があります。

現況

スポーツは、楽しみ・仲間づくり・健康づくりなど、市民が生涯にわたって健康で豊かな生活を送るうえで様々な効果があり、多くの市民が親しんでいます。

課題

市民スポーツのいっそうの推進のため、スポーツによる仲間づくり・健康づくりの支援や、施設・設備の整備などが求められています。

基本方針

生涯学習の振興

生涯学習拠点・活動支援拠点の充実とネットワーク化、学習内容の充実を図るとともに、地域協働合校において、子どもと大人がともに主役となる取り組みの展開を促進します。

市民スポーツの推進

市民が生涯にわたって健康で豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ振興計画に基づき、生涯スポーツ社会の実現と競技スポーツの推進を図ります。

■この分野の計画

- ・草津市教育振興基本計画（平成22年度～平成31年度/教育総務課）
- ・草津市スポーツ振興計画（平成23年度～平成32年度/スポーツ保健課）



施策

概要

①生涯学習支援機能の充実

生涯学習活動支援の充実を図るため、地域の学習活動拠点や図書館等の社会教育施設の機能充実や事業・情報・人材のネットワーク化に努めます。

②生涯学習内容の充実

高校や大学等と連携した講座など市民ニーズを踏まえた多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習ボランティア等との協働のもとで市民の生涯学習活動の広がりにつなげます。

③地域協働合校の展開

地域協働合校の活動のなかで、地域の課題に子どもと大人が協働して取り組む機会の充実を図って、地域学習社会づくりをいっそう推進します。

①スポーツの普及と促進

体育協会・体育振興会・スポーツ推進委員・大学等との連携の強化、総合型地域スポーツクラブへの支援、各種スポーツ行事の拡充などによって、市民スポーツの普及促進を図ります。

②スポーツに親しむ場の充実

市民によるスポーツ活動が活発に展開されるよう、総合体育館の改修や野村運動公園の再整備など、必要な施設・設備の充実を図ります。



私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

生涯学習の振興



暮らしの中で「学び」を楽しむ市民が増える！

市民スポーツの推進



スポーツを楽しむ市民が増える！

指標	生涯学習講座の参加者数（人）					スポーツに親しむ市民の割合（％）				
	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
	28,175	28,250	28,300	28,350	28,400	49.1	50.0	52.0	54.0	56.0
	担当課		生涯学習課			担当課		スポーツ保健課		

行政	生涯学習の振興	市民スポーツの推進
		<p>（施策展開において）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習の場と機会の提供、学習情報提供に努めるとともに、学んだ成果を生かす場の提供を図ります。 <p>（協働の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習を支援するために、学習ボランティアとともに学習機会の提供や、情報提供を図ります。

市民・地域	生涯学習の振興	市民スポーツの推進
		<ul style="list-style-type: none"> ○学びを通じて様々な知恵や知識・教養を身につけ、心豊かな生活を実現します。 ○地域文化・伝統継承や地域課題についてともに学びを深め、ひとづくり・まちづくりを進めます。 ○生涯学習に関する地域の資源を有効に活用します。

事業者等	生涯学習の振興	市民スポーツの推進
		<p>（企業、大学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自らの施設、技術・知識、人材資産を地域へ還元します。 ○市が主催する講座や委託事業などにおいて支援・援助をします。 ○地域や学校での地域協働合校の取り組みに参加・参画します。

行動の指針



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
生涯学習の振興	①生涯学習支援機能の充実	文化芸術機能等検討事業 図書館運営事業 ・南草津図書館運営事業	生涯学習課 図書館 ・南草津図書館
	②生涯学習内容の充実	社会教育推進事業 学習ボランティア推進事業	生涯学習課 生涯学習課
	③地域協働合校の展開	地域協働合校推進事業	生涯学習課
市民スポーツの推進	①スポーツの普及と促進	市民体育大会開催費補助事業 県民体育大会等出場支援補助事業 学校体育施設開放推進事業	スポーツ保健課 スポーツ保健課 スポーツ保健課
	②スポーツに親しむ場の充実	社会体育施設管理運営事業 社会体育施設整備事業	スポーツ保健課 スポーツ保健課

生涯学習・スポーツ

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
生涯学習の振興	6	市立図書館リニューアル
	34	市民文化の森構想の再検討
市民スポーツの推進	35	野村運動公園の再整備

市民文化

現況

市民の草津への愛着や市民文化への意識の高まりなどをまちづくりの中心に組み入れ、“ふるさと草津の心”の醸成に取り組んできています。

課題

生活文化・地域文化・芸術文化を継承し、誰もがこれらにふれる機会を充実させることで、“ふるさと草津の心”をさらに醸成していく必要があります。

現況

地域に根ざした歴史資産は、まちの歴史や文化、伝統を理解するために、また、市民文化を新たに発展させるために欠くことのできないものです。

課題

各種文化財等を適切に保全するとともに、その情報等を積極的に発信し、市民の貴重な財産を次世代へ大切に継承していく必要があります。

基本方針

市民文化の醸成

市民の間に“草津市民としての自負”が生まれるよう、まちづくりへの市民参画の拡充を図るとともに、市民自らが文化・芸術活動などに日常的に親しめるよう取り組みます。

歴史資産の保全と活用

有形・無形の文化財等を適切に保全し、歴史資産の持つ価値を“ふるさと草津”の原点として有効に生かし、歴史文化の薫るまちづくりを進めます。

■この分野の計画

- ・草津市シティセールス戦略基本プラン（平成25年度～平成32年度/企画調整課）
- ・草津市教育振興基本計画（平成22年度～平成31年度/教育総務課）
- ・史跡草津宿本陣保存管理計画（昭和59年度作成/文化財保護課）
- ・史跡野路小野山製鉄遺跡整備基本計画（平成12・13年作成/文化財保護課）



施策

概要

① “ふるさと草津の心”^{シビック・プライド}の醸成

本市の魅力資源を、市民の生活やまちづくりのテーマに生かして、市民のまちづくりへの参画と市民としての自負へと結びつけます。

②文化・芸術の振興

市民の創作活動を奨励するとともに、多様な発表・展示・鑑賞の場の充実、文化・芸術振興に繋がるイベントの開催を通じて、文化芸術活動の振興を図ります。

①文化財調査の推進

発掘調査をはじめとした各種の文化財調査を推進するとともに、市内に残る歴史資産の実態を解明し、その成果を公表します。

②文化財の保全と継承

市内に残る文化財、伝統芸能等の将来への保全継承のため、国指定史跡等の地域と一体となった保存整備、文化財指定の推進、伝承者への支援など積極的な保存対策を講じます。

③歴史資産を生かしたまちづくり

各種文化財等の積極的な活用を推進するとともに、各種展示会、行事等を通じた様々な情報発信を行い、歴史文化の香りあふれた魅力あるまちづくりを進めます。

市民文化



私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

市民文化の醸成



みんなが文化を通じたまちづくりに参加している！

歴史資産の保全と活用



文化財への興味や理解を持つ人が増える！

指標	市民音楽祭等文化行事・催事の参加者 (発表者・出品者・鑑賞者)数(人)					史跡草津宿本陣等の 入館者の数(人 [延べ])				
	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
	6,400	6,450	6,500	6,600	6,700	25,816	30,300	30,600	30,900	31,200
	担当課		生涯学習課			担当課		草津宿街道交流館		

行動の指針

行政	市民・地域	事業者等
<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優れた芸術文化とのふれあいをはじめ、市民が自主的に参加できる機会の充実を図ります。 ○市民の日々の創作活動の奨励と発表・展示・鑑賞の機会と場の提供を図ります。 ○俳句のまちづくり事業を展開します。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優れた芸術文化とのふれあいの場や、市民が自主的に文化に親しむ機会の提供を市民とともにを行います。 	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化財の種類・性質に応じた保存修理や保存整備を計画的に進めます。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○様々な人が自らの興味や関心に応じて、文化財等に親しむことができる多様な機会をつくりまします。 	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化・芸術活動の主役・担い手として、草津らしさを取り入れた活動を展開します。 ○創作活動を積極的に行い、様々な文化・芸術の催しに参画します。 ○俳句に対して興味・関心を持ち、身近なものとして親しみます。
<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自ら主体となって、文化・芸術活動に取り組みます。 ○市民の文化・芸術活動の場の提供や、文化・芸術の催しへの協賛等を行います。 ○本市の文化・芸術活動の中心となって、市民文化を醸成するネットワークの充実に努めます。 	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○様々な歴史遺産を市民の貴重な財産として常に意識し、大切に保存します。 ○歴史や地域学習の教材として文化財等を生かします。 ○各種の調査、文化財等の保存・継承に積極的に協力します。 	<p>(開発事業者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○埋蔵文化財の取扱いについて事前に市と協議し、調査など文化財の保護に協力します。 <p>(大学等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民が文化財等に興味を持てるよう、専門の立場からその魅力を紹介します。

この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
市民文化の醸成	① “ふるさと草津の心”の醸成	シティセールス推進事業	企画調整課
	②文化・芸術の振興	市美術展覧会開催事業 市民文化芸術活動支援事業 俳句のまちづくり事業 アミカホール管理運営事業	生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課
歴史資産の保全と活用	①文化財調査の推進	埋蔵文化財発掘調査事業 宅地開発等関連遺跡発掘調査事業	文化財保護課 文化財保護課
	②文化財の保全と継承	史跡草津宿本陣整備事業 文化財保護助成事業	文化財保護課 文化財保護課
	③歴史資産を生かしたまちづくり	草津宿街道交流館運営事業 史跡草津宿本陣管理事業 (仮称)草津宿本陣歴史館「楽座」整備事業	草津宿街道交流館 草津宿街道交流館 草津宿街道交流館

市民文化

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
市民文化の醸成	43	「草津ブランド」の育成・PR
歴史資産の保全と活用	36	芦浦観音寺の保護・PR
	37	草津宿本陣の拡大整備



